

民生環境協議会協議事項

〔 日時 令和8年5月21日(木)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について
- 2 指定居宅介護支援事業者の行政処分について
- 3 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 10 青森県ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

- 11 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 12 八戸市印鑑条例の一部改正（案）の概要について
- 13 西霊園行き臨時タクシーの実証運行について
- 14 八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市指定ごみ袋の品薄状況等への対応について
- 16 令和7年度公共用水域水質測定結果について
- 17 令和7年度地下水水質測定結果について
- 18 令和7年度区域外一般廃棄物の搬入について
- 19 八戸市地盤沈下観測井観測記録解析業務委託について
- 20 八戸市一般廃棄物最終処分場土堰堤設置業務委託について
- 21 建物破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

八戸市介護保険条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例の適用に係る保険料の減額の特例を定めるためのもの。

2. 法改正の背景(国の対応状況)

(1) 令和8年度介護保険料に係る特例減免

令和8年1月9日付け厚生労働省事務連絡において、給与収入が含まれる被保険者で令和7年度住民税非課税者が令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税者であった場合、当該者の保険料算定において、介護保険法第142条に基づき、住民税非課税者の保険料段階まで減免(特例減免)できる旨の事務連絡が発出された。

3. 改正の内容

(1) 令和8年度の保険料の減額の特例

厚生労働省事務連絡を受けて、令和7年度収入金額に給与所得が含まれる(給与等収入金額が55万1千円以上190万円未満の者が対象。)者で、令和7年度及び令和8年度に住民税非課税となる者が介護保険法施行令の一部改正による税制改正影響の遮断措置により、介護保険料の算定では住民税課税とみなされる場合、令和8年度は特例として住民税非課税者として判定し、住民税非課税者の保険料段階まで減免ができるよう所要の改正を行うもの。

(2) 対象期間

令和8年度のみ

4. 施行期日

公布の日

指定居宅介護支援事業者の行政処分について

1. 事業者名等

- (1)法人名 株式会社しずく
(2)代表者 代表取締役 岩館 勝彦
(3)事業所名 しろがね居宅介護支援事業所（事業所番号：0270303563）
(4)サービス種類 居宅介護支援
(5)所在地 八戸市大字白銀町字堀ノ内6番地5
(6)指定年月日 平成28年2月1日

2. 行政処分

- (1)処分内容 指定の取消し
(2)通知日 令和8年5月20日
(3)指定取消日 令和8年6月18日
(4)処分理由 不正請求・運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号及び第6号）
(5)不正請求の内容等
①不正期間 令和5年4月～令和7年3月
②不正の事実
ア) 不正請求（運営基準減算）
重要事項説明書の利用者等への説明、アセスメント、サービス担当者会議、モニタリングを実施した記録がないにも関わらず、運営基準減算せず介護給付費を請求
イ) 運営基準違反
アセスメント、サービス担当者会議等利用者のサービス提供に関する記録の不備

3. 市の対応状況等

- (1)運営指導及び監査 ①運営指導:令和6年11月26日（運営指導計画により実施）
②監査:令和7年6月19日～令和8年1月8日 計5回
(2)監査内容 関係書類の確認、関係者からのヒアリング等

4. 事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額及び方法について、現在事業者と協議中。なお、不正請求に該当する介護給付費は100分の40を乗じて得た額を加算して請求予定。

5. 今後の対応

現在、当該居宅介護支援事業所を利用している方については、別法人が運営する居宅介護支援事業所にサービスが引き継がれるよう指導するとともに対応状況を確認していく。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」の施行（令和8年12月25日）に伴い、国の基準省令が一部改正され、同省令に基づいて定めた条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

指定児童発達支援事業者等に対し、児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置を講じなければならないとするほか、その他規定の整備を行うもの。

※指定児童発達支援事業者等

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置

- ・安全確保措置：被害の早期把握のための面談、相談体制の整備
- ・犯罪事実確認：従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・防 止 措 置：性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策
- ・情報管理措置：性犯罪前科等の情報の適正な管理

3 施行期日

令和8年12月25日

ただし、国の基準省令で施行済みの規定については、公布の日から施行する。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要について

1 改正する条例

- (1) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (※)
- (2) 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (※)
- (3) 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等 (※)
- (4) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (5) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (※)
- (6) 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(※) 条例「等」とあるのは、各条例自体のほか、各条例につき、条例の一部を改正する条例も合せて改正するもの。

2 改正の理由

国の基準府省令や基準告示の一部改正に伴い、当市においてもこれらに倣って定めた各条例の一部改正を行うもの。

3 改正の概要

①児童対象性暴力等の防止に必要な措置を義務化【改正する条例：(1)～(3)、(5)、(6)】

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」の施行に伴い、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けるもの。

②保育所等の職員配置基準に係る特例【改正する条例：(1)～(3)、(5)】

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、保育所における保育士等の数の算定に当たって、理学療法士その他専門職を、1人に限り、保育士等とみなすことができることとし、理学療法士その他専門職が当該保育所の保育士等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと等とするもの。

③3歳児の職員配置基準に係る経過措置の終期の設定【改正する条例：(1)～(3)、(5)】

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」等の一部改正に伴い、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね15人につき1人以上の職員を配置すると定められているところ、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、児童おおむね20人につき1人以上とする経過措置の期間を「当分の間」から「令和10年3月31日まで」とするもの。

④主務保育教諭等の職の創設【改正する条例：(2)、(3)】

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、園児の教育及び保育をつかさどり、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭等を置くことができることとするもの。

⑤学級編制基準の引き下げ【改正する条例：(2)、(3)】

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、こども一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、幼保連携型認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げるもの。

⑥満3歳以上限定小規模保育事業の創設

ア 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。【改正する条例：(4)】

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、6人以上19人以下とし、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるもの。

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業では、利用の申込みに係る2号認定子どもの数及び現に利用している子どもの総数が、当該事業所の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとするもの。

イ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、当該事業の基準を追加するもの。【改正する条例：(5)】

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業者について、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所A型の設備及び職員の基準（満3歳以上の幼児に係る部分に限る）と同様とする。

4 施行期日

- ・ 3 ① …………… 令和8年12月25日
- ・ 3 ②～⑤ …………… 公布の日
- ・ 3 ⑥ …………… 公布の日の翌日

(参考) 各条例の改正概要

改正概要 条例	① 児童対象 性暴力等防止	② 理学療法士等 保育士みなし特例	③ 3歳児職員配置 経過措置終期設定	④ 主務保育教諭等 の職の創設	⑤ 学級編制基準 引き下げ	⑥ 満3歳児以上限定 小規模保育事業創設
(1)	○	○	○			
(2)	○	○	○	○	○	
(3)	○	○	○	○	○	
(4)						○
(5)	○	○	○			○
(6)	○					

青森県ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

1 事業概要

青森県が国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を特に受けるひとり親世帯を対象に臨時特別給付金を支給するもの。

2 給付対象者

児童扶養手当（令和8年4月分）を受給している者

3 給付額

児童1人当たり2万円

4 対象者数

給付対象者数 約2,500人、 対象児童数 約3,200人

5 給付方法

市から給付対象者の児童扶養手当振込口座にプッシュ方式で給付（申請不要）

6 スケジュール（予定）

令和8年7月上旬 給付対象者へ「支給のお知らせ」、「受給拒否の届出書」を送付

8月中旬 給付

8月下旬 給付終了

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

2 改正の内容

(1) 概要

八戸市手数料条例別表第3において引用する医薬品医療機器等法の規定について、法改正により条項ずれが生じたため、「第14条第15項」を「第14条第13項」に改めるもの

(2) 施行期日

令和8年5月1日

3 処分年月日

令和8年4月17日

八戸市印鑑条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付申請手続において特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用を可能とするためのものである。

2 改正の内容

窓口又はキオスク端末での印鑑登録証明書の交付申請手続において、これまでの個人番号カードに加えて、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用できるよう、規定の整備を行う。

3 施行日

公布の日から施行する。

西霊園行き臨時タクシーの実証運行について

1. 目的

お盆期間中、自家用車での来園または西霊園入口バス停から徒歩での来園が困難な方のため、8月13日（木）午前と8月15日（土）午後に、ユニバース下長店から西霊園までのコースと、陸奥市川駅から西霊園までのコースをそれぞれ往復する臨時タクシーの実証運行を行うもの。

2. 現状

お盆期間等に当課や交通部に対して、西霊園へのバス乗り入れの要望があるものの、バス回転場所の確保や道路幅員などの物理的要因により、乗り入れは困難な状況となっている。

3. 概要

(1) 運行日、臨時タクシー乗車場所

- ・ 8月13日（木）午前、8月15日（土）午後
- ・ 「ユニバース下長店」または「陸奥市川駅」 ※乗車場所までの移動は公共交通を利用

(2) 利用料金、定員

- ・ 各コース西霊園まで 片道 500 円、往復 1,000 円
- ・ 事前予約制で各コース最大 9 人（先着順）

(3) 運行時刻

- ・ 下長コース（西売市、内舟渡方面からのバスを利用した場合：河原木団地南口で下車）
（本八戸駅、城下方面からのバスを利用した場合：城北小学校通で下車）

	市営バス		→	臨時タクシー			→	市営バス	
	河原木団地南口	城北小学校通		ユニバース下長店	西霊園	ユニバース下長店		河原木団地南口	城北小学校通
8/13	8:46 着	8:46 着	→	9:00 着 9:10 発	9:20 着 10:15 発	10:25 着	→	10:45 発	10:35 発
8/15	12:46 着	12:46 着	→	13:00 着 13:10 発	13:20 着 14:15 発	14:25 着	→	14:32 発	14:36 発

- ・ 陸奥市川コース（多賀台団地方面からのバスを利用した場合：陸奥市川駅前で下車）

	市営バス	→	臨時タクシー			→	市営バス
	陸奥市川駅前		陸奥市川駅	西霊園	陸奥市川駅		陸奥市川駅前
8/13	9:32 着	→	9:40 着 9:50 発	10:00 着 10:55 発	11:05 着	11:38 発	
8/15	13:42 着	→	13:40 着 13:50 発	14:00 着 14:55 発	15:05 着	15:39 発	

4. 周知方法

- ・ 西霊園利用者の管理費納入通知にチラシを同封
- ・ 広報はちのへ7月号（6/20号）に記事を掲載

八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課区分及び課税限度額の改正及び国民健康保険税の税率等を改正するとともに、法改正等に伴う規定の整備を行うものである。

2. 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の賦課に係る規定の創設（第3条第1項関係）

国民健康保険税に、これまでの医療給付費分（以下「医療分」という）、後期高齢者支援金等分（以下「後期分」という）、介護納付金分（以下「介護分」という）に、新たに子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」という）を加えて賦課・徴収するため、条例に子ども分に係る規定を追加する。

(2) 賦課区分及び課税限度額の改正（第3条第2項・第5項関係）

現 行		改 正 案	
賦課区分	課税限度額	賦課区分	課税限度額
医療分	66 万円	医療分	67 万円
後期分	26 万円	後期分	26 万円
介護分	17 万円	介護分	17 万円
		子ども分	3 万円
合計	109 万円	合計	113 万円

(3) 税率等の改正（第4条～第12条の5関係）

区 分	現 行			改 正 案			
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割 (課税標準額×税率)	8.0%	2.4%	2.3%	<u>7.7%</u>	2.4%	2.3%	<u>0.3%</u>
均等割 (被保険者1人あたり)	23,000 円	7,000 円	8,000 円	<u>21,640 円</u>	7,000 円	8,000 円	<u>1,300 円</u>
平等割 (1世帯あたり)	特定・特定 継続以外	25,000 円	8,000 円	<u>24,160 円</u>	8,000 円		<u>840 円</u>
	特 定	12,500 円	4,000 円	<u>12,080 円</u>	4,000 円	9,000 円	<u>420 円</u>
	特定継続	18,750 円	6,000 円	<u>18,120 円</u>	6,000 円		<u>630 円</u>
<u>18 歳以上均等割</u> ※ (被保険者1人あたり)				-	-	-	<u>60 円</u>

※18歳以上均等割は「18歳以上被保険者均等割」の略で、18歳に達する日以後の3月31日以前までの子どもに係る子ども分の均等割額に10割軽減の措置を講じ、その軽減分を18歳以上被保険者に対して18歳以上被保険者均等割として賦課するもの。

(4) 保険税の軽減措置に係る基準の改定（第24条第1項関係）

国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を次の表のとおり改める。

軽減割合	軽減判定所得	
	現 行	改 正 後
7割 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 }	※改正無し
5割 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 30万5千円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 31万円 × 被保険者等の数 以下
2割 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 56万円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 57万円 × 被保険者等の数 以下

(5) 保険税の端数処理の見直し（第15条の2関係）

国民健康保険税の普通徴収において期別毎の納付額の均等化を図るため、次のとおり市の独自基準を設ける。

〔現 行〕 国民健康保険税の年税額を期別の回数で除した**1,000円**未満の端数を初回の期別に合算する。(地方税法第20条の4の2第6項)



〔改正案〕 国民健康保険税の年税額を期別の回数で除した **100円**未満の端数を初回の期別に合算する。

3. 施行期日等

- ・公布の日から施行する。
- ・改定後の賦課区分、課税限度額、税率、軽減額、軽減判定所得基準額については、令和8年度分からの保険税について適用する。

八戸市指定ごみ袋の品薄状況等への対応について

1 現状

中東情勢の悪化に伴い、県内他自治体において指定ごみ袋が品薄になっているとの報道があつて以降、取扱店からの発注が増加するとともに、一部の取扱店において品薄状況又は一時的な欠品が生じていることから、5月18日（月）に市長から市民向けにごみ袋の購入に関するメッセージを発出したところ。

2 在庫状況等

(1) 令和7年度製造分

- ・取扱店からの発注を受け、5月19日（火）には一定数の納品を行ったところであるが、一部取扱店に確認したところ、市民による購入状況は変わらず増加傾向。
- ・保管倉庫における在庫状況は、取扱店からの発注が前年度並みのペースに落ち着いた場合には、全体として概ね6月末までの在庫が確保できる見込みであるが、例年と比較して「燃やせるごみ用袋 20リットル」の需要が高く、在庫が不足する可能性が高い。

(2) 令和8年度製造分

- ・物品供給契約を結ぶ事業者を確認したところ、契約時の納品計画どおり6月中旬以降毎月1回納品される予定であり、在庫が確保される見込みである。
- ・ナフサ価格の上昇に伴う製造コストの増加については、補正予算での対応を検討する。なお、指定ごみ袋の販売価格の変更は行わない。

3 今後の対応

6月中旬には新たな在庫が確保できる見込みであるが、「燃やせるごみ用袋 20リットル」の在庫が一時的に不足する可能性が高まったことから、市民生活に及ぼす混乱を避けるため、下記のとおり市販のごみ袋の代用を認める臨時措置を講じる。

なお、指定ごみ袋、市販のごみ袋に関わらず、市民に対しては引き続き「必要な分だけ購入する」冷静な行動を呼びかけていく。

(1) 臨時措置の内容

指定ごみ袋のうち「燃やせるごみ用袋」が購入できない場合は、市販の袋による可燃ごみの排出を認める。

(2) 代用できる市販の袋等

- ・無色で透明または半透明のもの（中身が確認できるもの）
- ・大きさは20ℓ～45ℓのもの（指定ごみ袋と同程度の大きさ）

(3) 使用できない袋

- ・中身が確認できない色付きの袋
- ・他自治体の指定ごみ袋
- ・指定ごみ袋の転用（「燃やせないごみ用袋」に可燃ごみを入れることは不可）
- ・レジ袋や肥料袋

(4) 臨時措置期間

令和8年5月25日（月）～6月30日（火）

※在庫状況等を考慮し延長する可能性あり。

令和7年度公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法第16条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内の公共用水域の水質の状況を継続的に把握するため常時監視するものである。

1. 水質の測定結果

(1) 河川

新井田川5地点、五戸川1地点、浅水川1地点において測定を実施した(資料1-図1)。

河川における水質汚濁の代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)について、すべての環境基準点で環境基準を達成した(資料2-表1)。

生活環境項目のうち、長館橋において、ふん便汚染の指標である大腸菌数について環境基準を超過した(資料2-表1)。

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目(健康項目)等について、すべての環境基準点で環境基準を達成した(資料2-表3、5)。

(2) 海域

八戸前面海域14地点、南浜海域2地点において測定を実施した(資料1-図1)。

海域における水質汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について、八戸前面海域のSt.12を除く環境基準点で環境基準を達成した(資料2-表1)。

生活環境項目のうち、酸性・アルカリ性を示す指標であるpH(水素イオン濃度指数)について一時的に環境基準を超過した地点が見られた(資料2-表1)。

人の健康の保護に関する項目(健康項目)等について、八戸前面海域の環境基準点の内7地点で測定を実施し、すべて環境基準を達成した(資料2-表4、5)。

(3) 湖沼

世増ダム貯水池1地点において測定を実施した(資料1-図1、2)。

湖沼における水質汚濁の代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)について、環境基準を達成しなかった(資料2-表1)。

生活環境項目のうち、水の濁りの原因となる浮遊物質を示す指標であるSS(浮遊物質)について環境基準を超過した。(資料2-表1)。

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目(健康項目)については、すべて環境基準を達成した(資料2-表5)。

2. 底質の測定結果

新井田川1地点(湊橋)、八戸前面海域の工業港内5地点及び世増ダム貯水池1地点で、重金属類を含む13項目について測定を実施した(資料2-表6)。

その結果は、概ね前年どおりであった。

令和 7 年度 公共用水域水質測定結果

表 1 環境基準点の水質測定結果（生活環境項目）

河川	測定地点	類型	pH	DO	BOD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
新井田川	長館橋	A・イ	7.5~7.7	11	0.8~1.6	1.5	2	3.0	540※
	塩入橋	B・ハ	7.3~7.4	10	0.5~3.9	1.3	3	2.0	350
	湊橋	B・ハ	7.3~7.5	9.9	0.9~1.2	1.2	3	1.5	770
五戸川	尻引橋	B・イ	7.3~7.5	11	0.6~2.2	1.4	3	7.8	330

湖沼	測定地点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
世増ダム貯水池	ダムサイト	A・イ	7.2~7.6	7.9	2.2~4.4	4.2※	3	6.5※	170

海域	測定地点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
八戸前面海域	第一工業港 St.1	C・ロ	7.7~8.3	9.8	1.7~5.0	3.4	8	2.3	110
	第一工業港 St.2	C・ロ	7.5~8.7※	10	1.4~11	3.8	8	2.5	24
	河口海域（甲） （鮫・白銀前面） St.3	B・ロ	7.9~8.3	9.5	1.3~4.4	2.0	3	1.5	11
	河口海域（甲） （鮫・白銀前面） St.4	B・ロ	7.9~8.2	9.4	0.8~2.8	2.5	3	3.5	5
	河口海域（甲） （鮫・白銀前面） St.5	B・ロ	8.0~8.2	9.5	1.2~2.5	1.8	3	1.2	3
	第三工業港 St.6	C・ロ	7.9~8.2	9.7	1.4~3.6	2.2	8	1.8	16
	第二工業港 St.7	C・ロ	8.0~8.3	9.3	1.0~2.7	2	8	1.2	1
	第二工業港 St.8	C・ロ	7.9~8.3	9.2	0.8~3.2	1.7	8	1.5	4
	河口海域（乙） （北沼前面） St.9	B・ロ	8.0~8.2	8.6	0.8~3.4	1.9	3	1.5	5
	河口海域（乙） （北沼前面） St.10	B・ロ	8.0~8.2	8.4	0.7~1.6	1.5	3	1.2	13
	河口海域（丙） （北防沖） St.11	A・イ	8.0~8.2	8.7	0.6~1.6	1.4	2	1.2	1
	河口海域（丙） （蕪島沖） St.12	A・イ	8.0~8.2	8.9	0.5~2.2	2.1※	2	1	1
	河口海域（乙） （北沼前面） St.13	B・ロ	8.0~8.2	8.7	0.7~3.1	1.6	3	1.2	1
南浜海域	小舟渡平 1 km 沖	A・イ	8.1	9	0.9~1.6	1.5	2	—	<1
	種差 1 km 沖	A・イ	8.1	8.7	<0.5~3.0	1.2	2	—	<1

備考 1. 表中の単位：DO、BOD、COD、SS…mg/L、大腸菌数…CFU/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

3. ※は環境基準を超過

4. 環境基準値は、pH(St.2):7.0~8.3、SS(世増ダム貯水池):5以下、大腸菌数(長館橋):300 CFU/100mL以下、大腸菌数(世増ダム貯水池):300 CFU/100mL以下

表 2 調査補助点の水質測定結果（生活環境項目）※環境基準による評価には含まないが、参考として記載

河川 (水域名)	測定地 点	類型	pH	DO	BOD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境 基準	平均	90%値
新井田川	鷹ノ巣橋	A・イ	7.3~7.9	11	<0.5~1.8	1.4	2	3.8	400
	新井田橋	B・ハ	7.4~7.7	11	0.8~1.7	1.4	3	2.8	450
浅水川	なかの橋	—	7.4	11	1.5~5.0	3.7	—	33	8600

海域 (水域名)	測定地 点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境 基準	平均	90%値
八戸前面海 域	河口海域（甲） St.15 （八戸大橋下）	B・ロ	7.9~8.3	9.8	1.6~5.1	4.0	3	1.8	84

備考 1. 表中の単位：DO、BOD、COD、SS...mg/L、大腸菌数...CFU/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 3 水生生物保全環境項目測定結果

水域名	測定地点	水生生物保全環境項目			
		類型	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
五戸川	尻引橋	生物A・イ	0.002	<0.00006	0.0031
新井田川	長笛橋	生物A・イ	<0.001	<0.00006	<0.0006
	塩入橋	生物A・イ	0.004	<0.00006	<0.0006
世増ダム 貯水池	表層	生物A・イ	0.002	<0.00006	<0.0006

環境基準	
全亜鉛	0.03
ノニルフェノール	0.001
L A S	0.03

備考 1. 表中の単位...mg/L, 2. 数値は平均値

表 4 健康項目等の水質測定結果（1）

	水域名	八戸前面海域					基準値
		St. 1 第一工業港	St. 2 第一工業港	St. 3 鮫・白銀前面	St. 7 第二工業港	St. 8 第二工業港	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
特殊項目	フェノール類	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	鉄（溶解性）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	マンガン（溶解性）	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	

備考 1. 表中の単位...mg/L

表 5 健康項目等の水質測定結果 (2)

	水域名	八戸前面海域		新井田川	五戸川	世増ダム 貯水池	基準値
		測定地点名	St. 9 北沼前面	St. 13 北沼前面	塩入橋	尻引橋	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.0005
	P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン			<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン			<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	1,1-ジクロロエチレン			<0.01	<0.01	<0.01	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン			<0.004	<0.004	<0.004	0.002
	1,1,1-トリクロロエタン			<0.1	<0.1	<0.1	0.004
	1,1,2-トリクロロエタン			<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.002
	シマジン			<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.006
	チオベンカルブ			<0.002	<0.002	<0.002	
	ベンゼン			<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	セレン			<0.002	<0.002	<0.002	0.01
	硝酸性窒素			1.1	1.2	0.99	合計で 10
	亜硝酸性窒素			<0.003	0.004	0.022	
ふっ素			0.28	<0.08	<0.08	0.8	
ほう素			0.9	<0.1	<0.1	1	
1,4-ジオキサン			<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
特殊項目	フェノール類	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	鉄 (溶解性)	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	<0.1	
	マンガン (溶解性)	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	
	クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
要監視項目	フェノブカルブ			<0.003	<0.003	<0.003	0.008※
	イソプロチオラン			<0.004	<0.004	<0.004	0.05※
	PFOS 及び PFOA			<0.6	<0.6	0.9	50※

備考 1. 表中の単位 : PFOS 及び PFOA…ng/L、それ以外…mg/L, 2. ※は指針値

表 6 底質測定結果

(乾燥重量当たり)

測定地点		一般項目		健康項目					特殊項目			その他の項目		
水域名	採取地点	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/g)	全窒素 (mg/g)	全リン (mg/g)
新井田川	湊橋	2.0	2	<0.1	4	1.6	0.04	<0.01	13	60	40	0.041	0.4	0.33
世増ダム貯水池	底層	55	14	0.3	20	8.2	0.11	<0.01	49	130	55	0.55	5.4	1.6
八戸前面海域	St.1	36	16	0.4	30	13	0.22	<0.01	86	220	84	0.96	4.2	1.2
	St.2	22	9	0.9	98	23	1.4	<0.01	430	510	180	1.9	2.1	0.97
	St.6	30	14	0.3	28	16	0.24	<0.01	53	150	54	1.9	3.1	0.92
	St.7	20	10	0.7	79	15	0.22	<0.01	52	290	38	0.54	2.0	0.70
	St.8	17	9	0.9	98	14	0.21	<0.01	64	330	34	0.46	1.7	0.53

備考 1. 底質について環境基準値は定められていない。

令和 7 年度地下水水質測定結果について

本調査は水質汚濁防止法第 16 条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内における地下水の汚染状況を把握するため常時監視するもので、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の 3 つの調査区分により段階的に実施している。
(資料 1)

1. 概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために市内全域を 5 年で一巡する調査で、市内 5 地点(市川町地区、河原木地区、吹上地区、白銀町地区、新井田地区各 1 地点)で測定した結果、河原木地区にてトリクロロエチレンが微量検出された。(資料 2-表 1)

当地区については、次の段階として令和 8 年度に汚染井戸周辺地区調査を実施する予定である。

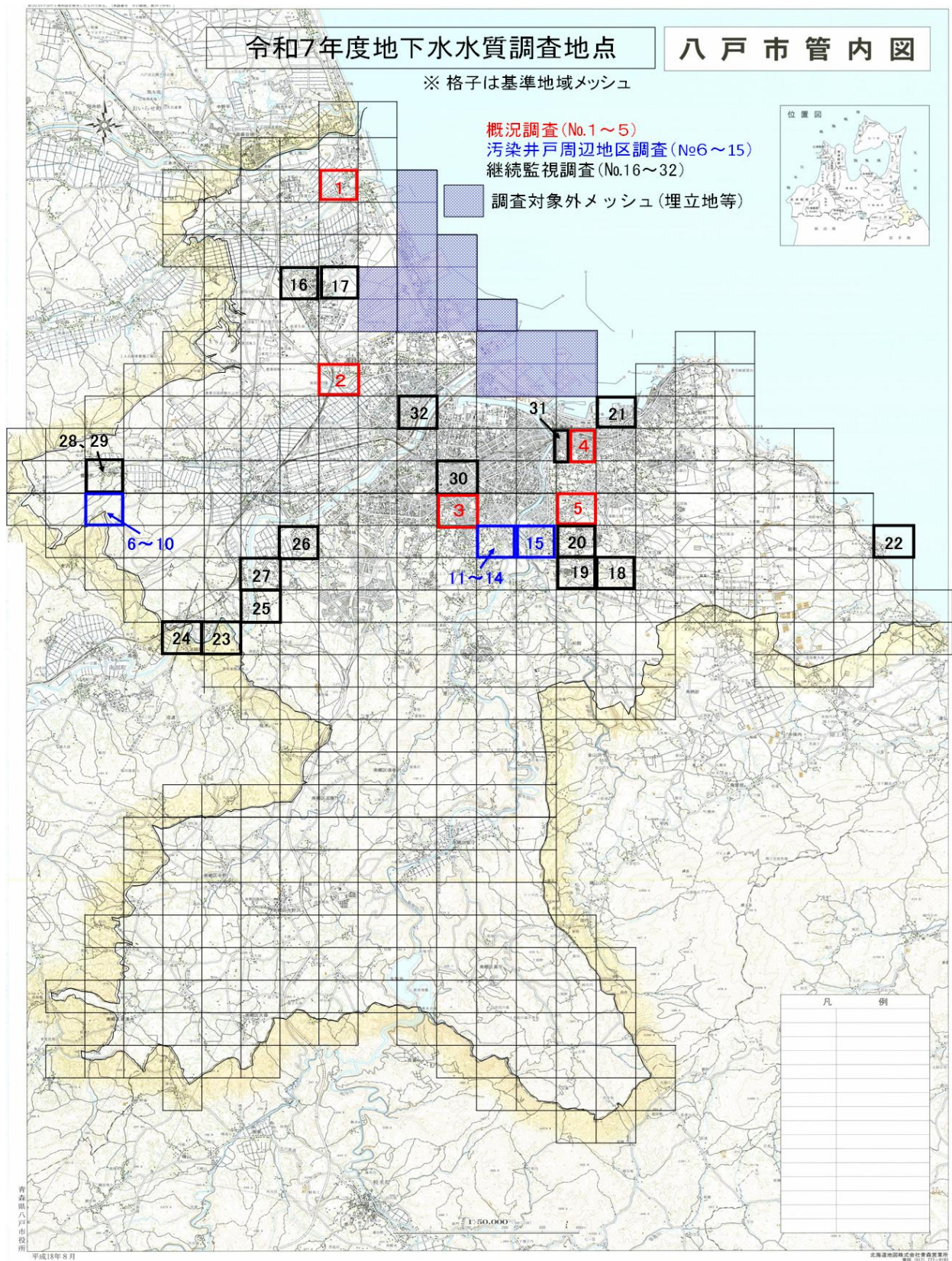
2. 汚染井戸周辺地区調査

前年度の概況調査により有害物質が検出された地区について汚染範囲を確認するための調査で、鉛については豊崎町地区 5 地点、砒素については田向地区 4 地点及び新井田地区 1 地点にて実施した。そのうち田向地区 2 地点、新井田地区 1 地点において砒素が微量検出されたので令和 8 年度に継続監視調査へ移行する予定である。(資料 2-表 2)

3. 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲を確定した後、定点を設け、経年変化を把握するための調査で、市内 17 地点それぞれの測定項目について測定した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 地点、ほう素が 1 地点、ふっ素が 1 地点で環境基準値を超過した。(資料 2-表 3)

環境基準値を超過した地点については、井戸所有者に井戸水を飲用しないように注意喚起するとともに調査を継続し、3年間連続して環境基準値の 9 割を超えないことを確認した 2 地点については調査を終了する。(資料 2-表 4)



資料 2

表 1 概況調査検出地点(検出地点数/調査地点数=1/5)

No	地区名	深度(m)	検出項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
1	河原木	不明	トリクロロエチレン	0.002	0.01

表 2 汚染井戸周辺地区調査検出地点(検出地点数/調査地点数=3/10)

No	地区名	深度(m)	検出項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
11	田向	不明	砒素	0.002	0.01
12	田向	70	砒素	0.002	0.01
15	新井田	30 以上	砒素	0.001	0.01

表 3 継続監視調査超過地点(超過地点数/調査地点数=5/17)

No	地区名	深度(m)	検出項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
17	市川町	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
26	田面木	200	ほう素	2.7	1
30	内丸	30 未満	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
31	湊町	50	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
32	石堂	100 以上	ふっ素	1.2	0.8

表 4 継続監視調査終了地点(終了地点数/調査地点数=2/17)

No	地区名	深度(m)	調査項目	測定値(mg/L) (左から R5, R6, R7)			環境基準値 (mg/L)
16	市川町	13	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.9	4.7	4.2	10
28	豊崎町	7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.2	8.6	7.8	10

令和7年度区域外一般廃棄物の搬入について

1 区域外搬入の概要

一般廃棄物は自区域内処理が原則であるが、都市化の進行等による最終処分場の確保の困難化等により自区域内処理が容易ではなくなっており、再生利用や資源化を推進するための広域処理が増加している。

このような状況の中、八戸市外で発生した一般廃棄物を市内の一般廃棄物処理施設に搬入して処理する場合、事前協議を経た上で、当市の一般廃棄物処理計画に支障が生じない場合に限り受入れを実施しているもの。

2 令和7年度の実績

- (1) 排出元自治体数 27自治体
- (2) 受入事業者数 5者
- (3) 総搬入量 35,890トン
- (4) 廃棄物の種類 焼却灰、木くずなど

3 令和8年度の予定（5月11日現在）

- (1) 排出元自治体数 23自治体
- (2) 受入事業者数 7者
- (3) 総搬入予定量 36,400トン
- (4) 廃棄物の種類 焼却灰、木くずなど

市外一般廃棄物の搬入状況一覧

No.	排出元自治体	受託事業者	廃棄物の種類	処分内容	令和7年度 搬入実績量	令和8年度 搬入予定量
1	東京二十三区清掃一部事務組合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	23,799t	23,800t
2	船橋市	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	2,871t	3,000t
3	ひたちなか市	八戸セメント株式会社	灰溶融スラグ	焼成	161t	400t
4	東海村					
5	十和田地域広域事務組合	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	ばいじん	焼成	667t	750t
			し尿汚泥	焼却	57t	60t
		八戸清掃工場	可燃ごみ	焼却	—	422t
6	中部上北広域事業組合	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	ばいじん	焼成	143t	—
7	北部上北広域事務組合	令和7年度:奥羽クリーンテクノロジー株式会社	粗大ごみ	破碎、選別	416t	—
		令和8年度:株式会社青南商事	粗大ごみ	破碎、選別	—	693t
8	つがる西北五広域連合	有限会社サイクルファーム	し尿汚泥	堆肥化	435t	600t
9	三戸地区環境整備事務組合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	614t	600t
		八戸製錬株式会社 八戸セメント株式会社	ばいじん	脱塩後、焼成	204t	300t
		奥羽クリーンテクノロジー株式会社	し尿汚泥	焼却	—	400t
			可燃ごみ	焼却	—	400t
10	久慈広域連合	八戸セメント株式会社	焼却灰	焼成	299t	600t
11	花巻市	八戸セメント株式会社	肉骨粉	焼成	1,034t	170t
12	青森市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	441t	250t
13	久慈市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	689t	900t
14	二戸市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	213t	200t
15	鹿角市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	314t	330t
16	黒石地区清掃施設組合	株式会社曾我産業	木くず	破碎	289t	650t
17	北秋田市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	204t	300t
18	八幡平市	株式会社曾我産業	木くず	破碎	304t	400t
19	外ヶ浜町	八戸製錬株式会社	ばいじん	脱塩後、焼結	36t	—
		奥羽クリーンテクノロジー株式会社	動植物性残さ	焼却	—	100t
20	十勝圏複合事務組合	八戸製錬株式会社	汚泥	脱塩後、焼結	86t	119t
21	平内町	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	動植物性残さ	焼却	285t	700t
			海岸漂着物	焼却	7t	30t
22	芳賀地区広域行政事務組合	八戸製錬株式会社	汚泥(乾燥塩)	脱塩後、焼結	44t	100t
23	三沢市	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	沈砂汚泥	焼却	36t	51t
24	西和賀町	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	不燃ごみ	破碎、選別	74t	75t
25	鶴田町	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	浄化槽汚泥	焼却	22t	—
26 27	石川県(珠洲市、穴水町)	八戸セメント株式会社	木くず(災害廃棄物)	破碎、焼却	2,146t	—

八戸市地盤沈下観測井観測記録解析業務委託について

1. 経緯について

本委託は、市内に設置してある観測井7地点で測定している地下水位及び沈下量についてのデータを解析する業務である。

地下水位及び地盤の変動調査を継続実施し、その結果を解析することにより、地盤沈下の機構解明と監視に努めている。解析業務委託は隔年で委託しているが、データ入力と解析に遅延が生じたため、事故繰越により契約期間を令和9年3月26日まで延長する一部変更契約を行った。

なお、地盤沈下に関する業務は昭和52年から現在まで八戸工業大学に継続して委託している。

2. 事故繰越し対象（令和7年度から令和8年度）

- (1) 委託名称 八戸市地盤沈下観測井観測記録解析業務委託
- (2) 契約期間 令和7年5月2日から令和8年3月20日まで
(一部変更契約により令和9年3月26日まで延長)
- (3) 契約金額 2,530,000円（期間延長による変更なし）
- (4) 契約業者 学校法人 八戸工業大学
- (5) 業務内容 令和5年度分及び令和6年度分のデータ解析

3. 事故繰越し（令和7年度から令和8年度）を必要とする理由

本業務は地盤沈下に関するデータの解析を委託していたものであるが、データ入力や解析業務に従事する学生の減少等によりデータ入力と解析に遅延が生じ、業務を完了することが困難となったため。

4. 今後の予定

- ・令和8年6月
6月議会で事故繰越の報告
- ・令和9年3月末
地盤沈下観測井観測記録解析業務の完了

八戸市一般廃棄物最終処分場土堰堤設置業務委託について

1. 経緯

令和6年度に発注していた最終処分場土堰堤設置業務委託について、令和6年10月20日の八戸市一般廃棄物最終処分場内での火災の影響により、契約期間を令和8年3月28日まで1年間延長した（繰越明許）。

また、火災復旧対策工事が完了した令和7年12月25日から令和8年3月28日までの契約期間では、最終処分場土堰堤設置業務を完了することが不可能となったことから、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越し、契約期間を令和9年3月28日までさらに1年間延長した。

2. 事故繰越し対象（令和7年度から令和8年度）

- | | |
|----------|--|
| (1) 委託名称 | 八戸市一般廃棄物最終処分場土堰堤設置業務委託 |
| (2) 契約期間 | 令和6年6月4日から令和8年3月28日まで |
| (3) 契約金額 | 19,360,000円（期間延長による変更なし）
令和6年度：9,680,000円（支払い済）
令和7年度：9,680,000円 |
| (4) 契約業者 | 株式会社庄司興業所 |
| (5) 業務内容 | 令和7年度は最終処分場第2区画内に土堰堤6段目及び7段目を設置。
※土堰堤とは、廃棄物の流出を防止するため、碎石を転圧して作られる構造物。 |

3. 事故繰越し（令和7年度から令和8年度）を必要とする理由

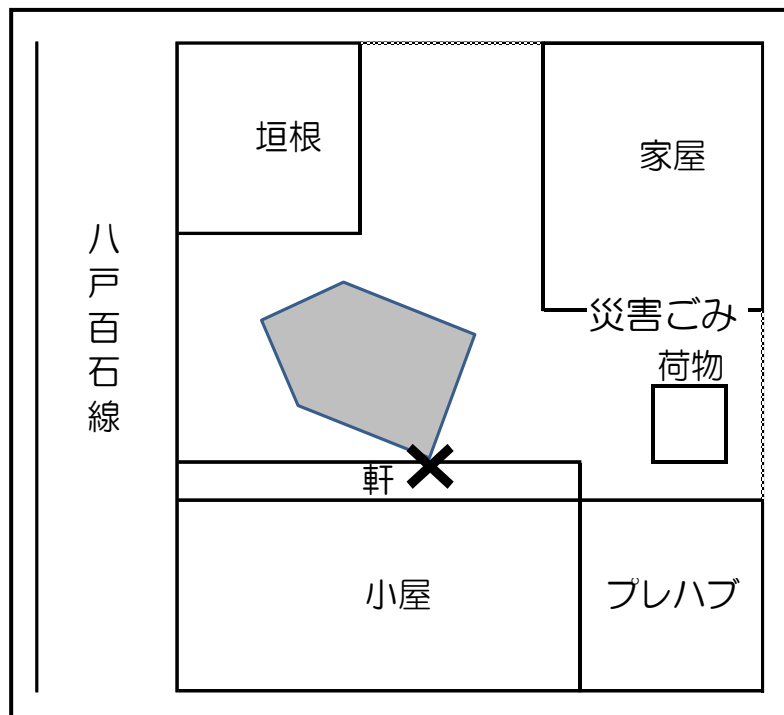
土堰堤の設置は廃棄物の搬入量を確保しながら実施するものであるが、火災復旧対策工事の完了が令和7年12月25日となり、令和8年3月までの廃棄物の受け入れ量が想定を下回り、令和7年度内に事業を完了することが困難となったため。

4. 今後の予定

- ・令和8年6月
6月議会で事故繰越しの報告
- ・令和9年3月末
土堰堤設置業務委託の完了

建物破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

1. 事故発生日時 令和8年1月13日（火） 午後1時45分頃
2. 発生場所 八戸市長苗代一丁目地内
3. 事故発生状況 令和7年12月8日の青森県東方沖地震により発生した災害ごみを市民からの依頼で回収中、収集車両に積み込むためにバックで下がったところ、建物のひさしに車両の屋根の角がぶつかったもの。



4. 損害賠償額 60,500円
5. 専決処分月日 令和8年4月24日
6. 示談成立月日 令和8年4月24日